

【新旧対照表】 令和5年度 特定地域型保育事業指導検査基準の主な改正内容（運営管理）

大田区特定地域型保育事業運営費支給要綱の改正により、一部の根拠法令の呼称が変更となりました。

新	旧
運営基準条例	区条例第 37 号
設備・運営基準条例	区条例第 38 号

新旧対照表内には記載せず、一括で上記のとおり変更とさせていただきますため、ご承知おきください。

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
I-② 運営管理			
1 児童の入所状況 (4) 内容及び手続きの説明及び同意	【評価事項】及び【評価】 1-(1) <u>運営規定及び重要事項等を定めていない。【C】</u> 1-(2) <u>運営規定及び重要事項等の内容が不十分である。【B】</u> 1-(3) <u>利用者に対して文書により適切に交付及び説明をして、同意を得ていない。【B】</u>	【評価事項】及び【評価】 1-(1) 運営規定及び重要事項等を定めていない。 <u>または、内容が不十分である。【C】</u> 1-(2) <u>利用者に対して文書により適切に交付及び説明をしていない。【B】</u>	基準見直しのため変更
1 児童の入所状況 (4) 内容及び手続きの説明及び同意	【基本的考え方】 2 特定地域型保育事業は、利用申込者からの申出があった場合には、1の文書の交付に代えて、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を運営基準条例第5条第2項各号及び第3項に掲げる方法（以下「電磁的方法」という。）により <u>提供することができる。</u>	【基本的考え方】 2 特定地域型保育事業は、利用申込者からの申出があった場合には、1の文書の交付に代えて、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を区条例第37号第5条第2項各号及び第3項に掲げる方法（以下「電磁的方法」という。）により <u>提供しなければならない。</u>	文言整理
2 基本方針及び組織 (3) 個人情報保護	【関係法令等】 (1) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号) <u>第17条～第33条</u>	【関係法令等】 (1) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号) <u>第15条～第31条</u>	根拠法令を修正

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
2 基本方針及び組織 (5)苦情解決	<p>【基本的考え方】</p> <p>1 社会福祉施設の経営者は、常に、その提供するサービスについて、利用者からの苦情の適切な解決に努めなければならない。利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決の体制や手順等、苦情解決の仕組みを作り、広報誌、ホームページ等により利用者等に周知し、利用者の権利の擁護と、福祉サービスの適切な利用を支援していくとともに、ルールに沿った解決を進めることで、事業者の信頼や適正性の確保を図っていかなければならない。</p> <p>なお、第三者委員は複数選任が望ましい。</p> <p><u>○第三者委員の要件</u></p> <p><u>・苦情解決を円滑・円満に図ることができる者であること。</u></p> <p><u>・世間からの信頼性を有するものであること。</u></p> <p><u>(例示)評議員、監事又は監査役、社会福祉士、民生委員・児童委員、大学教授、弁護士など</u></p>	<p>【基本的考え方】</p> <p>1 社会福祉施設の経営者は、常に、その提供するサービスについて、利用者からの苦情の適切な解決に努めなければならない。利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決の体制や手順等、苦情解決の仕組みを作り、広報誌、ホームページ等により利用者等に周知し、利用者の権利の擁護と、福祉サービスの適切な利用を支援していくとともに、ルールに沿った解決を進めることで、事業者の信頼や適正性の確保を図っていかなければならない。</p> <p>なお、第三者委員は複数選任が望ましい。</p>	文言追加
2 基本方針及び組織 (18)緊急時等の対応	<p>【基本的考え方】</p> <p><u>削除</u></p> <p>【観点】</p> <p><u>削除</u></p> <p>【関係法令等】</p> <p><u>削除</u></p> <p>【評価事項】及び【評価】</p> <p><u>削除</u></p>	<p>【基本的考え方】</p> <p>3 入所する児童が事故に遭ったときは、区条例第 37 号第 32 条第 2 項及び運営費要綱第 18 条の規定に基づき、速やかに事故報告書を提出しなければならない。</p> <p>【観点】</p> <p>4 事故報告書を提出しているか。</p> <p>【関係法令等】</p> <p>(1)区条例第 37 号第 50 条(第 32 条第 2 項準用)</p> <p>(2)運営費要綱第 16 条</p> <p>【評価事項】及び【評価】</p> <p>(1)事故報告書を提出していない。【C】</p> <p>(2)事故報告書の内容が不十分である。【B】</p>	保育内容に該当のため削除
2 基本方針及び組織 (18)緊急時等の対応	<p>【基本的考え方】</p> <p><u>3</u> 特定地域型保育事業者は事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p>	<p>【基本的考え方】</p> <p><u>4</u> 特定地域型保育事業者は事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p>	3 を削除したため、修正

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p>【観点】 4 処置の内容を記録しているか。</p>	<p>【観点】 5 処置の内容を記録しているか。</p>	
2 基本方針及び組織 (18)緊急時等の対応	<p>【基本的考え方】 4 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>【観点】 5 適切に対応しているか。</p>	<p>【基本的考え方】 5 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>【観点】 6 適切に対応しているか。</p>	3 を削除したため、修正
2 基本方針及び組織 (21)懲戒に係る権限の濫用の禁止	<p>【基本的考え方】 <u>削除</u></p> <p>【観点】 <u>削除</u></p> <p>【関係法令等】 <u>削除</u></p> <p>【評価事項】及び【評価】 <u>削除</u></p>	<p>【基本的考え方】 <u>1 特定地域型保育事業の長たる特定地域型保育事業の管理者は、支給認定子どもに対し児福法第 47 条第 3 項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p> <p>【観点】 <u>1 その支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採る時は、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用していないか。</u></p> <p>【関係法令等】 <u>(1)区条例第 37 号第 50 条(第 26 条準用)</u> <u>(2)児童福祉法第 47 条第 3 項</u></p> <p>【評価事項】及び【評価】 <u>(1)その支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採る時は、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用している【C】</u></p>	法令改正による削除
2 基本方針及び組織 (22)情報の提供等～(25)連携施設の設定	<p>【項目】 <u>(21)情報の提供等～(24)連携施設の設定</u></p>	<p>【項目】 <u>(22)情報の提供等～(25)連携施設の設定</u></p>	(21)を削除したため、修正。

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
2 基本方針及び組織 (25) 零歳児保育事業	<p>【基本的考え方】 <u>削除</u></p> <p>【観点】 <u>削除</u></p> <p>【関係法令等】 <u>削除</u></p> <p>【評価事項】及び【評価】 <u>削除</u></p>	<p>【基本的考え方】 <u>1 零歳児保育の充実を図るため、零歳児保育実施保育所の事業者は運営費要綱第 22 条に定める要件を満たさなければならない。</u></p> <p>【観点】 <u>1 運営費要綱の要件を満たしているか。</u></p> <p>【関係法令等】 <u>(1)運営費要綱第 22 条</u></p> <p>【評価事項】及び【評価】 <u>(1)区要綱の要件を満たしていない。</u></p>	区要綱改正による削除
2 基本方針及び組織 (25) <u>安全計画の策定</u>	<p>【基本的考え方】 <u>1 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>【観点】 <u>1 安全計画を策定しているか。</u></p> <p>【関係法令等】 <u>(1)設備・運営基準条例第 7 条の 2</u></p> <p>【評価事項】及び【評価】 <u>(1)安全計画を策定していない。【C】</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	法令改正による追加

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
2 基本方針及び組織 (25) <u>安全計画の策定</u>	<p>【基本的考え方】</p> <p><u>2 家庭的保育事業者等は、職員に周知し、安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p>【観点】</p> <p><u>2 安全計画を職員に周知しているか。</u></p> <p><u>3 研修及び訓練を定期的実施しているか。</u></p> <p>【関係法令等】</p> <p><u>(1)設備・運営基準条例第7条の2</u></p> <p>【評価事項】及び【評価】</p> <p><u>(1)安全計画を職員に周知していない。【C】</u></p> <p><u>(2)研修及び訓練を定期的実施していない。【C】</u></p>	(新設)	法令改正による追加
2 基本方針及び組織 (25) <u>安全計画の策定</u>	<p>【基本的考え方】</p> <p><u>3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p>【観点】</p> <p><u>4 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。</u></p> <p>【関係法令等】</p> <p><u>(1)設備・運営基準条例第7条の2</u></p> <p>【評価事項】及び【評価】</p> <p><u>(1)保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知していない。【C】</u></p>	(新設)	法令改正による追加

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
2 基本方針及び組織 (25) <u>安全計画の策定</u>	<p>【基本的考え方】</p> <p><u>4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p>【観点】</p> <p><u>5 定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行っているか。</u></p> <p>【関係法令等】</p> <p><u>(1)設備・運営基準条例第7条の2</u></p> <p>【評価事項】及び【評価】</p> <p><u>(1)定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行っていない。【B】</u></p>	(新設)	法令改正による追加
2 基本方針及び組織 (26) <u>自動車を運行する場合の所在確認</u>	<p>【基本的考え方】</p> <p><u>1 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</u></p> <p>【観点】</p> <p><u>1 自動車への乗降車の際に、利用乳幼児の所在を確認しているか。</u></p> <p>【関係法令等】</p> <p><u>(1)設備・運営基準条例第7条の3</u></p> <p>【評価事項】及び【評価】</p> <p><u>(1)自動車の乗降車の際に、利用乳幼児の所在を確認していない。【C】</u></p> <p><u>(2)自動車の乗降車の際に、利用乳幼児の所在の確認が不十分である。【B】</u></p>	(新設)	法令改正による追加

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
2 基本方針及び組織 (26) <u>自動車</u> を運行する場合の所在確認	<p>【基本的考え方】</p> <p><u>2 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。)</u>は、<u>利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)</u>を日常的に運転するときは、<u>当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)</u>を行わなければならない。</p> <p>【観点】</p> <p><u>1 自動車に日常的に運行するとき、当該自動車にブザーその他の見落としを防止する装置を備えているか。</u></p> <p><u>2 ブザーその他の見落としを防止する装置を用いて降車時の所在確認を行っているか。</u></p> <p>【関係法令等】</p> <p><u>(2)設備・運営基準条例第7条の3第2項</u></p> <p>【評価事項】及び【評価】</p> <p><u>(1) 自動車に日常的に運行するとき、当該自動車にブザーその他の見落としを防止する装置を備えていない。【C】</u></p> <p><u>(2)ブザーその他の見落としを防止する装置を用いて降車時の所在確認を行っていない。【C】</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	法令改正による追加
3 就業規則等の整備 (1)就業規則	<p>【観点】</p> <p><u>2 労働基準監督署に届け出ているか。</u></p> <p>【関係法令等】</p> <p><u>(1)労働基準法第89条、第90条第2項</u></p>	<p>【観点】</p> <p><u>2 非常勤職員就業規則を整備しているか(就業規則において非常勤職員に関する事項を定めていない場合)</u></p> <p>【関係法令等】</p> <p><u>(1)パートタイム・有期雇用労働法第7条</u></p> <p><u>(2)平成19年10月1日厚生労働省告示第326号「事業主が講ずべき短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針」</u></p>	基準の見直しによる変更

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p>【評価事項】及び【評価】 <u>(1)労働基準監督署に届け出ている。【B】</u></p>	<p>【評価事項】及び【評価】 <u>(1)非常勤職員就業規則を作成していない。【B】</u></p>	
<p>3 就業規則等の整備 (1)就業規則</p>	<p>【観点】 <u>4 非常勤職員就業規則を整備しているか(就業規則において非常勤職員に関する事項を定めていない場合)。</u></p> <p>【関係法令等】 <u>(1)パートタイム・有期雇用労働法第7条</u> <u>(2)平成19年10月1日厚生労働省告示第326号「事業主が講ずべき短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針」</u></p> <p>【評価事項】及び【評価】 <u>(1)非常勤職員就業規則を作成していない。【B】</u></p>	<p>【観点】 <u>4 労働基準監督署に届け出ているか。</u></p> <p>【関係法令等】 <u>(1)労働基準法第89条、第90条第2項</u></p> <p>【評価事項】及び【評価】 <u>(1)労働基準監督署に届け出ている。【B】</u></p>	<p>基準の見直しにより変更</p>
<p>3 就業規則等の整備 (3)育児休業規程等</p>	<p>【基本的考え方】 1(1) (略) <u>※ 出生時育児休業(産後パパ育休)</u> <u>養育する子について、休業を申し出ることにより、子の出生後、8週間以内に4週間以内の期間を定めてする休業。</u> <u>ただし、次の労働者について育児休業をすることができないとの労使協定がある場合は事業主は申出を拒むことができる。</u> <u>・申出があった日から8週間以内に雇用関係が終了することが明らかな場合</u> <u>・1週間の所定労働日数が2日以下の場合</u></p> <p>【関係法令等】 (1)～(3) (略) (4)育児・介護休業法施行規則第8条、第<u>21条の2～第22条の2</u> (5) (略)</p>	<p>【基本的考え方】 1(1) (略) <u>(追加)</u></p> <p>【関係法令等】 (1)～(3) (略) (4)育児介護休業法施行規則第8条 (5) (略)</p>	<p>法令改正による追加</p>

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
3 就業規則等の整備 (3) 育児休業規程等	<p>【基本的考え方】</p> <p><u>(2)雇用環境の整備及び雇用管理等に関する措置</u> <u>事業主は、育児休業申出等が円滑に行われるようにするため、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>① その雇用する労働者に対する育児休業に係る研修の実施</u></p> <p><u>② 育児休業に関する相談体制の整備</u></p> <p><u>③ その他厚生労働省令で定める育児休業に係る雇用環境の整備に関する措置</u></p> <p>【観点】</p> <p><u>2 雇用環境の整備及び雇用管理等に関する措置をしているか。</u></p> <p>【関係法令等】</p> <p><u>(1)育児・介護休業法第22条</u> <u>(2)育児・介護休業法施行規則第71条の2</u></p> <p>【評価事項】及び【評価】</p> <p><u>(1)育児休業に関する研修等の措置がされていない。【B】</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	法令改正による追加
3 就業規則等の整備 (3) 育児休業規程等	<p>【基本的考え方】</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p>【観点】</p> <p><u>3</u> (略)</p>	<p>【基本的考え方】</p> <p>— (略)</p> <p>【観点】</p> <p><u>2</u> (略)</p>	
3 就業規則等の整備 (3) 育児休業規程等	<p><u>(削除)</u></p>	<p>【基本的考え方】</p> <p><u>(2)勤務時間の短縮等の措置 (略)</u></p> <p><u>(3)時間外労働の制限 (略)</u></p> <p><u>(4)深夜労働の制限 (略)</u></p> <p>【観点】</p> <p><u>3 育児休業および勤務時間の短縮等の措置を適切に講じているか。</u></p>	法令改正による追加

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
		<p>【関係法令等】 <u>(1) 育児・介護休業法第10条、第18条の8、第17条、第19条、第23条、第24条</u></p> <p>【評価事項】 <u>(1) (略)</u> <u>(2) (略)</u> <u>(3) (略)</u> <u>(4) (略)</u> <u>(5) (略)</u></p> <p>【評価】 (略)</p>	
3 就業規則等の整備 (3) 育児休業規程等	<p>【基本的考え方】 <u>(4) 育児休業の取得の状況の公表</u> <u>常時雇用する労働者の数が千人を超える事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、その雇用する労働者の育児休業の取得の状況として厚生労働省令で定めるものを公表しなければならない。</u></p> <p>【観点】 <u>4 毎年少なくとも一回、その雇用する労働者の育児休業の取得の状況として厚生労働省令で定めるものを公表しているか。</u></p> <p>【関係法令等】 <u>(1) 育児・介護休業法第22条の2</u> <u>(2) 育児・介護休業法施行規則第71条の3、第71条の4</u></p> <p>【評価事項】及び【評価】 <u>(1) 労働者の育児休業の取得の状況を公表していない。</u> <u>【B】</u></p>	(新設)	法令改正による追加

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
3 就業規則等の整備 (3) 育児休業規程等	<p>【基本的考え方】</p> <p>2 介護休業 (略)</p> <p>・ <u>申出の日から 93 日以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員</u></p> <p>・ <u>1 週間の所定労働時間が 2 日以下の従業員</u></p> <p>【観点】</p> <p><u>5</u> (略)</p>	<p>【基本的考え方】</p> <p>2 介護休業 <u>(1)</u> (略)</p> <p>・ <u>その他合理的理由がある場合</u></p> <p>【観点】</p> <p><u>4</u> (略)</p>	文言整理
3 就業規則等の整備 (3) 育児休業規程等	<p>【基本的考え方】</p> <p><u>3 労働時間の制限等</u></p> <p><u>(1) 勤務時間の短縮等の措置</u></p> <p><u>① 3 歳に満たない子を養育する労働者であって育児休業をしていないものについては、事業主は、労働者が就業しつつ子を養育することを容易にするため、労働者の申出に基づき、1 日の所定労働時間を 6 時間とする短時間勤務制度が義務付けられる。</u></p> <p><u>なお、労使協定により適用除外とした場合、以下の代替措置を講じなければならない。</u></p> <p>・ <u>育児休業の制度に準ずる措置</u></p> <p>・ <u>フレックスタイム制</u></p> <p>・ <u>始業・終業時間の繰り上げ、繰り下げ</u></p> <p>・ <u>託児施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与</u></p> <p><u>② 要介護状態にある対象家族を介護する労働者については、事業主は、労働者が就労しつつ要介護状態にある対象家族を介護することを容易にするため、次のいずれかの方法を講じる必要がある。介護休業とは別に利用開始から 3 年の間で 2 回以上の利用が可能。</u></p> <p>・ <u>短時間勤務制度</u></p> <p>・ <u>フレックスタイム制</u></p> <p>・ <u>始業・終業時間の繰り上げ、繰り下げ</u></p> <p>・ <u>介護サービスを利用する場合の費用の助成その他これに準ずる制度。</u></p>	<p>【基本的考え方】</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(2) 勤務時間の短縮等の措置</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>要介護状態にある対象家族を介護する労働者については、事業主は、労働者が就労しつつ要介護状態にある対象家族を介護することを容易にするため、次のいずれかの方法を講じる必要がある。介護休業とは別に利用開始から 3 年の間で 2 回以上の利用が可能。</p> <p><u>① 短時間勤務制度</u></p> <p><u>② フレックスタイム制</u></p> <p><u>③ 始業・終業時間の繰り上げ・繰り下げ</u></p> <p><u>④ 介護サービスを利用する場合の費用の助成その他これに準ずる制度。</u></p>	育児休業と項目を統合するため修正

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
3 就業規則等の整備 (3) 育児休業規程等	<p><u>(2)</u> 時間外労働の制限 <u>小学校就学前の子を養育する者から、当該子を養育するために請求があったとき又は要介護状態にある対象家族を介護する労働者から、当該対象家族を介護するために請求があったときは、制限時間を超えて労働時間を延長してはならない。</u> ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。(制限時間 1 月 24 時間、1 年 150 時間)</p>	<p><u>(3)</u> 時間外労働の制限 要介護状態にある対象家族を介護する労働者から、当該対象家族を介護するために請求があったときは、制限時間を超えて労働時間を延長してはならない。ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りではない。(制限時間 1 月 24 時間、1 年 150 時間)</p>	育児休業と項目を統合するため修正
3 就業規則等の整備 (3) 育児休業規程等	<p><u>(3)</u> 深夜労働の制限 <u>小学校就学前の子を養育する者から、当該子を養育するために請求した場合又は要介護状態にある対象家族を介護する労働者から、当該対象家族を介護するために請求があったときは、午後 10 時から午前 5 時までの間において労働させてはならない。</u> ただし、事業の正常な運営を妨げる場合、この限りでない。</p>	<p><u>(4)</u> 深夜労働の制限 要介護状態にある対象家族を介護する労働者から、当該対象家族を介護するために請求があったときは、午後 10 時から午前 5 時までの間において労働させてはならない。 ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。</p>	育児休業と項目を統合するため修正
3 就業規則等の整備 (3) 育児休業規程等	<p>【観点】 <u>1 育児・介護休業および勤務時間の短縮等の措置を適切に講じているか。</u></p> <p>【関係法令等】 (1) 育児・介護休業法第 16 条の<u>8</u>～第 20 条の<u>2</u>、第 23 条～<u>第 24 条</u></p> <p>【評価事項】 (1) <u>育児・介護休業</u>および勤務時間の短縮等の措置を講じていない。</p>	<p>【観点】 <u>5</u> 介護休業および勤務時間の短縮等の措置を適切に講じているか。</p> <p>【関係法令等】 (1) 育児・介護休業法<u>第 11 条</u>～第 16 条、第 18 条、第 20 条、第 23 条</p> <p>【評価事項】 (1) 介護休業および勤務時間の短縮等の措置を講じていない。</p>	番号の整理
3 就業規則等の整備 (3) 育児休業規程等	<p>【基本的考え方】 <u>4</u> 子の看護休暇 <u>5</u> 介護休暇 <u>6</u> 労働者の配置に関する配慮</p> <p>【観点】 <u>2</u> (略) <u>3</u> (略) <u>4</u> (略)</p>	<p>【基本的考え方】 <u>3</u> 子の看護休暇 <u>4</u> 介護休暇 <u>5</u> 労働者の配置に関する配慮</p> <p>【観点】 <u>6</u> (略) <u>7</u> (略) <u>8</u> (略)</p>	番号の整理

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
4 職員の状況 (1) 職員配置 小規模保育事業(A型)	<p>【基本的考え方】 <u>該当する施設類型に応じ、公定価格通知に定めるところによ</u> <u>るとともに、以下の職員を配置すること。</u></p> <p>(1) 在籍する職員（保育士、調理員等）については、次のように特定する。 ア <u>公定価格の基本分単価に含まれる職員（以下「国基準職員」という。）</u> イ 施設独自職員</p> <p>(2) 上記（1）における保育士数は、入所児童数（他区市町村からの受託児含む。<u>以下同じ。</u>）を基礎に、<u>次の算式等により得た数とする。</u></p> <p>ア <u>国基準職員</u> <u>(ア)常勤</u> $\{(1 \cdot 2 \text{歳児} \times 1 / 6 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} + 1 = \text{保育士数} \text{ (小数点以下四捨五入)}\}$ <u>(設備・運営基準条例第30条第3項の規定により、当該施設に勤務する保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。)</u> <u>(イ)非常勤</u> a <u>休憩時間確保加配</u> 1人(月の所定労働時間数が25時間以上の保育士) b <u>標準時間認定受入加配</u> 1人(月の所定労働時間数が50時間以上の保育士)</p> <p>イ <u>施設独自職員</u> <u>国基準職員数を超えて、施設において独自に配置している職員</u></p>	<p>【基本的考え方】 <u>小規模保育事業A型を行う事業所に勤務する職員配置につ</u> <u>いては、次の算定方法による。</u></p> <p>(1) 在籍する職員（保育士、調理員等）については、次のように特定する。 ア <u>区条例第38号第30条職員（以下「30条区基準職員」という。）</u> イ 施設独自職員</p> <p>(2) 上記（1）<u>アからイまで</u>における保育士数は、利用定員及び入所児童（他区市町村からの受託児含む。）の数を<u>を</u>基礎に、<u>次の算式等により得た数のいずれか多い方とする。</u></p> <p>ア <u>30条区基準職員（常勤）</u> $\{(1 \cdot 2 \text{歳児} \times 1 / 6 \text{ (小数点以下第1位 (小数点第2位以下切り捨て))} + \text{加配} 1 \text{人} \text{ (小数点以下四捨五入)}\}$</p> <p>イ <u>30条区基準職員（非常勤）</u> <u>(ア)加配</u> 1人(月の所定労働時間数が25時間以上の保育士に限る。) <u>(イ)標準時間認定受入加配</u> 1人(月の所定労働時間数が50時間以上の保育士に限る。)</p> <p>ウ <u>施設独自職員</u> <u>上記(2)アからイまでの職員数を超えて、施設において独自に配置している職員</u> エ 上記(2)アにおける算定は、合計数に1人未満の端数が生じたときは四捨五入すること。 オ 上記(2)アに規定する保育士数の算定において、区条例第38号第30条第3項の規定により、当該事業所に勤務する保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことがで</p>	区要綱改正による変更

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p>(3) <u>上記(1)における</u>保育士以外の配置数は、次のとおりとする。</p> <p>ア <u>国基準職員</u> <u>(ア)常勤</u> 施設長 1人 (常時実際に当該施設の運営管理に専従し、かつ給付費からの給与支出がある者とする。ただし、保育の提供が困難であり、かつ当該施設の運営に重大な支障が生じると認められる場合に限り、保育士との兼任を可とする。以下同じ。)</p> <p><u>(イ)非常勤</u> a 非常勤調理員等 1人 (設備・運営基準条例第30条第1項の規定を満たす場合は、調理員を置かないことができる。) b 非常勤事務職員 1人 (施設長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要とする。以下同じ。) c 嘱託医 1人 d 嘱託歯科医 1人</p> <p><u>イ</u> 施設独自職員 <u>国基準職員</u>数を超えて、施設において独自に配置している職員</p>	<p>きる。 カ 各種加算における加配職員の適用については、上記(2)ア及びイに加えて行うものとし、公定価格通知に基づくものとする。</p> <p>(3) 保育士以外の配置数は、次のとおりとする。</p> <p>ア <u>30条区基準職員(常勤)</u> 施設長 1人 (<u>大田区家庭的保育事業等認可事務取扱要綱(平成28年7月28日付け28こ保発第11367号決定。以下「事務取扱要綱」という。)第10条第5項各号のいずれかを満たすとともに</u>常時実際に当該事業所の運営管理に専従し、かつ給付費からの給与支出がある者とする。ただし、保育の提供が困難であり、かつ当該事業所の運営に重大な支障が生じると認められる場合に限り、保育士との兼任を可とする。)</p> <p><u>イ 30条区基準職員(非常勤)</u> <u>(ア) 非常勤調理員等 1人</u> <u>(イ) 非常勤事務職員 1人</u> (施設長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要とする。) <u>(ウ) 嘱託医 1人</u> <u>(エ) 嘱託歯科医 1人</u> <u>ウ</u> 施設独自職員 <u>上記(3)アからイまでの職員</u>数を超えて、施設において独自に配置している職員</p> <p>エ 当該事業所は、区条例第38号第30条第1項の規定を満たす場合は、調理員を置かないことができる。 (4) 開所時間中における保育士の配置は、事務取扱要綱第10条第1項による配置とする。</p>	

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p>【関係法令等】</p> <p>(1) <u>設備・運営基準条例第30条</u></p> <p>(2) 事務取扱要綱第10条第1項</p> <p>(3) <u>運営費要綱第2条(10)、別表第1</u></p> <p>(4) 留意事項通知第1(1)別紙6Ⅱ1(2)</p> <p>(5) 令和3年3月19日子発0319第1号「保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて」</p>	<p>【関係法令等】</p> <p>(1) <u>区条例第38号第30条</u></p> <p>(2) 事務取扱要綱第10条第1項</p> <p>(3) <u>運営費要綱別表第3</u></p> <p>(4) 留意事項通知第1(1)別紙6Ⅱ1(2)</p> <p>(5) 令和3年3月19日子発0319第1号「保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて」</p>	
<p>4 職員の状況</p> <p>(1) 職員配置</p> <p>小規模保育事業(A型)</p>	<p>【基本的考え方】</p> <p>3 実際の保育に当たり配置する保育士の数は、現に保育を受けている乳幼児に対して同様の方法(人数見合による算定のみ)により算出するが、算出した結果、必要保育士数が1人の場合であっても、常時2人を下回ってはならない。この場合における配置は次のいずれかの要件を満たさなければならない。</p> <p>ア 常勤保育士2人</p> <p>イ 常勤保育士1人、非常勤保育士1人</p> <p><常勤保育士の定義></p> <p>各保育所の就業規則等で定めた常勤のうち</p> <p>① <u>事業主と直接</u>期間の定めのない労働契約を結んでいる者(ただし、1年以上の労働契約を結んでいる者を含む。)</p> <p>② 労働基準法施行規則により、<u>明示された就業場所が当該保育所であり、かつ、従事すべき業務が保育であること。</u></p> <p>③ 1日6時間以上かつ月20日以上常態的に<u>継続して</u>勤務し、社会保険の被保険者であること。</p>	<p>【基本的考え方】</p> <p>3 実際の保育に当たり配置する保育士の数は、現に保育を受けている乳幼児に対して同様の方法(人数見合による算定のみ)により算出するが、算出した結果、必要保育士数が1人の場合であっても、常時2人を下回ってはならない。この場合における配置は次のいずれかの要件を満たさなければならない。</p> <p>ア 常勤保育士2人</p> <p>イ 常勤保育士1人、非常勤保育士1人</p> <p><常勤職員<u>の定義></p> <p>各保育所の就業規則等で定めた常勤のうち</p> <p>① 期間の定めのない労働契約を結んでいる者(ただし、1年以上の労働契約を結んでいる者を含む。)</p> <p>② 労働基準法施行規則により、<u>明示された就業場所が当該保育所であること。</u></p> <p>③ 1日6時間以上かつ月20日以上常態的に勤務し、社会保険の被保険者であること。</p>	<p>区要綱改正による変更</p>
<p>4 職員の状況</p> <p>(1) 職員配置</p> <p>小規模保育事業(A型)</p>	<p>【基本的考え方】</p> <p>4 短時間勤務の保育士及びその他の常勤以外の保育士の導入</p> <p>保育に直接従事する者は、子どもを長時間にわたって保育できる常勤の保育士をもって確保することを基本とするが、<u>保育所等本来</u>の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により、入所児童の処遇水準の確保が図られる場合で、常勤保育士に代えて短時間勤務の保育士及びその他の常勤保育士以外の保育士を充てる場合</p>	<p>【基本的考え方】</p> <p>4 短時間勤務の保育士及びその他の常勤以外の保育士の導入</p> <p>保育に直接従事する者は、子どもを長時間にわたって保育できる常勤の保育士をもって確保することを基本とするが、<u>小規模保育事業</u>の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により、入所児童の処遇水準の確保が図られる場合で、常勤保育士に代えて短時間勤務の保育士及びその他の常勤保育士以外の保育士を充てる場</p>	<p>国通知改正による変更</p>

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p>の勤務時間数が、常勤保育士を充てる場合の勤務時間数を上回る場合には、保育士の一部に短時間勤務の保育士（<u>常勤の保育士（当該保育所等の就業規則において定められる常勤の従事者が勤務すべき時間数（1か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。）に達している者又は当該者以外の者であって、1日6時間以上かつ月20日以上勤務するもの）以外の者。</u>以下同じ。）及びその他の常勤保育士以外の保育士を充てても差し支えない。</p>	<p>合の勤務時間数が、常勤保育士を充てる場合の勤務時間数を上回る場合には、保育士の一部に短時間勤務の保育士（±日6時間未満又は月20日未満勤務の保育士。以下同じ。）及びその他の常勤保育士以外の保育士を充てても差し支えない。</p>	
<p>4 職員の状況 (1)職員配置 小規模保育事業(A型)</p>	<p>【基本的考え方】 5 <u>家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ、当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。</u></p> <p>【観点】 5 <u>家庭的保育事業所等に従事する職員が、他の社会福祉施設の職員を兼ねる場合、保育に支障がないか。</u></p> <p>【評価事項】及び【評価】 <u>家庭的保育事業所等に従事する職員が、他の社会福祉施設の職員を兼ねる場合、保育に支障がある。【C】</u></p>	<p>【基本的考え方】 5 同一敷地内に設置されている社会福祉施設の職員の施設間の兼務は、<u>直接保育に従事する職員については認めない。</u> 事務員、調理員等の場合は、業務内容を確認の上、特に問題がない場合は認める。</p> <p>【観点】 5 <u>直接保育に従事する職員に他施設の職員等を兼務する者がいないか。</u></p> <p>【評価事項】及び【評価】 <u>直接保育に従事する職員に兼務職員がいる。【C】</u></p>	<p>法令改正による変更</p>
<p>4 職員の状況 (2)職員配置 小規模保育事業(B型)</p>	<p>【基本的考え方】 1 <u>該当する施設類型に応じ、公定価格通知に定めるところによるとともに、以下の職員を配置すること。</u> (1) 在籍する職員（保育従事者、調理員等）については、次のように特定する。 ア <u>国基準職員</u> イ 施設独自職員 (2) 上記(1)における保育従事者数は、入所児童<u>数</u>を基礎に、<u>次の算式等により得た数とする。</u></p>	<p>【基本的考え方】 1 <u>小規模保育事業B型を行う事業所に勤務する職員配置については、次の算定方法による。</u> (1) 在籍する職員（保育従事者、調理員等）については、次のように特定する。 ア <u>区条例第38号第32条職員（以下「32条区基準職員」という。）</u> イ 施設独自職員 (2) 上記(1) <u>アからイまでにおける保育従事者数は、利用定員及び入所児童（他区市町村からの受託児含む。）の数それぞれを基礎に、次の算式等により得た数のいずれが多い</u></p>	<p>区要綱改正による変更</p>

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p>ア <u>国基準職員</u> <u>(ア)常勤</u> {1・2歳児×1/6 (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} + <u>1 = 保育従事者数</u> (小数点以下四捨五入) <u>(保育従事者のうち、6割 (小数点以下切り上げ) 以上は保育士とすること。)</u> <u>(設備・運営基準条例第32条第3項の規定により、当該施設に勤務する保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。)</u></p> <p><u>(イ)非常勤</u> a <u>休憩時間確保加配</u> 1人 (月の所定労働時間数が25時間以上の保育従事者) b <u>標準時間認定受入加配</u> 1人 (月の所定労働時間数が50時間以上の保育従事者)</p> <p><u>イ 施設独自職員</u> <u>国基準職員数を超えて、施設において独自に配置している職員</u></p> <p>(3) <u>上記(1)における</u> 保育従事者以外の配置数は、次のとおりとする。 ア <u>国基準職員</u> <u>(ア)常勤</u> 施設長 1人</p>	<p><u>方とする。</u></p> <p><u>ア 32条区基準職員 (常勤)</u> {(1・2歳児×1/6 (小数点以下第1位 (小数点第2位以下切り捨て))} + <u>加配1人</u> (小数点以下四捨五入)</p> <p><u>イ 32条区基準職員 (非常勤)</u> <u>(ア) 加配</u> 1人 (月の所定労働時間数が25時間以上の保育従事者) <u>(イ) 標準時間認定受入加配</u> 1人 (月の所定労働時間数が50時間以上の保育従事者)</p> <p><u>ウ 施設独自職員</u> <u>上記(2)アからイまでの職員数を超えて、施設において独自に配置している職員</u> <u>エ—上記(2)アにおける算定は、合計数に1人未満の端数が生じたときは四捨五入すること。なお、合計数のうち6割以上 (小数点以下切り上げ) は保育士とすること。</u> <u>オ—上記(2)アに規定する保育従事者数の算定において、区条例第38号第32条第3項の規定により、当該事業所に勤務する保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。</u> <u>カ—各種加算における加配職員の適用については、上記(2)ア及びイに加えて行うものとし、公定価格通知に基づくものとする。</u></p> <p>(3) 保育従事者以外の配置数は、次のとおりとする。</p> <p>ア <u>32条区基準職員 (常勤)</u> 施設長 1人</p>	

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p><u>(イ)非常勤</u> <u>a 非常勤調理員等 1人</u> <u>(設備・運営基準条例第32条第1項の規定を満たす場合は、調理員を置かないことができる。)</u> <u>b 非常勤事務職員 1人</u></p> <p><u>c 嘱託医 1人</u> <u>d 嘱託歯科医 1人</u></p> <p><u>イ 施設独自職員</u> <u>国基準職員数を超えて、施設において独自に配置している職員</u></p> <p>【関係法令等】 (1) <u>設備・運営基準条例第32条</u> (2) 事務取扱要綱第13条第2項 (3) <u>運営費要綱第2条(10)、別表第1</u> (4) 留意事項通知第1(1)別紙6Ⅱ1(2) (5) 令和3年3月19日子発0319第1号「保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて」</p>	<p>(事務取扱要綱第10条第5項各号のいずれかを満たすとともに、常時実際に当該事業所の運営管理に専従し、かつ給付費からの給与支出がある者とする。ただし、保育の提供が困難であり、かつ当該事業所の運営に重大な支障が生じると認められる場合に限り、保育士との兼任を可とする。)</p> <p><u>イ 32条区基準職員(非常勤)</u> <u>(ア) 非常勤調理員等 1人</u></p> <p><u>(イ) 非常勤事務職員 1人</u> (施設長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要とする。) <u>(ウ) 嘱託医 1人</u> <u>(エ) 嘱託歯科医 1人</u></p> <p><u>ウ 施設独自職員</u> <u>上記(3)アからイまでの職員数を超えて、施設において独自に配置している職員</u> エ 当該事業所は、区条例第38号第32条第1項の規定を満たす場合は、調理員を置かないことができる。 (4) 開所時間中における保育従事者の配置は、事務取扱要綱第10条第2項による配置とする。</p> <p>【関係法令等】 (1) <u>区条例第38号第32条</u> (2) 事務取扱要綱第13条第2項 (3) <u>運営費要綱別表第3</u> (4) 留意事項通知第1(1)別紙6Ⅱ1(2) (5) 令和3年3月19日子発0319第1号「保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて」</p>	

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
4 職員の状況 (2)職員配置 小規模保育事業(B型)	<p>【基本的考え方】</p> <p>3 実際の保育に当たり配置する保育従事者の数は、現に保育を受けている乳幼児に対して同様の方法(人数見合による算定のみ)により算出するが、算出した結果、必要保育従事者が1人の場合であっても、常時2人を下回ってはならない。この場合における配置は次のいずれかの要件を満たさなければならない。</p> <p>ア 常勤保育士2人 イ 常勤保育士1人、非常勤保育士1人 ウ 常勤保育士1人、常勤保育従事者(無資格)1人 エ 常勤保育士1人、非常勤保育従事者(無資格)1人 オ 常勤保育従事者(無資格)1人、非常勤保育士1人</p> <p><常勤<u>保育士</u>の定義> 各保育所の就業規則等で定めた常勤のうち ① <u>事業主と直接</u>期間の定めのない労働契約を結んでいる者(ただし、1年以上の労働契約を結んでいる者を含む。) ② 労働基準法施行規則により、<u>明示された就業場所が当該保育所であり、かつ、従事すべき業務が保育であること。</u> ③ 1日6時間以上かつ月20日以上常態的に<u>継続して</u>勤務し、社会保険の被保険者であること。</p>	<p>【基本的考え方】</p> <p>3 実際の保育に当たり配置する保育従事者の数は、現に保育を受けている乳幼児に対して同様の方法(人数見合による算定のみ)により算出するが、算出した結果、必要保育従事者が1人の場合であっても、常時2人を下回ってはならない。この場合における配置は次のいずれかの要件を満たさなければならない。</p> <p>ア 常勤保育士2人 イ 常勤保育士1人、非常勤保育士1人 ウ 常勤保育士1人、常勤保育従事者(無資格)1人 エ 常勤保育士1人、非常勤保育従事者(無資格)1人 オ 常勤保育従事者(無資格)1人、非常勤保育士1人</p> <p><常勤<u>職員</u>の定義> 各保育所の就業規則等で定めた常勤のうち ① 期間の定めのない労働契約を結んでいる者(ただし、1年以上の労働契約を結んでいる者を含む。) ② 労働基準法施行規則により、<u>明示された就業場所が当該保育所であること。</u> ③ 1日6時間以上かつ月20日以上常態的に勤務し、社会保険の被保険者であること。</p>	区要綱改正による変更
4 職員の状況 (2)職員配置 小規模保育事業(B型)	<p>【基本的考え方】</p> <p>4 短時間勤務の保育士及びその他の常勤以外の保育士の導入 保育に直接従事する者は、子どもを長時間にわたって保育できる常勤の保育士をもって確保することを基本とするが、<u>保育所等本来</u>の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により、入所児童の処遇水準の確保が図られる場合で、常勤保育士に代えて短時間勤務の保育士及びその他の常勤保育士以外の保育士を充てる場合の勤務時間数が、常勤保育士を充てる場合の勤務時間数を上回る場合には、保育士の一部に短時間勤務の保育士(<u>常勤の保育士(当該保育所等の就業規則において定められる常勤の従事者が勤務すべき時間数(1か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。)</u>に達している者又は当該</p>	<p>【基本的考え方】</p> <p>4 短時間勤務の保育士及びその他の常勤以外の保育士の導入 保育に直接従事する者は、子どもを長時間にわたって保育できる常勤の保育士をもって確保することを基本とするが、<u>小規模保育事業</u>の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により、入所児童の処遇水準の確保が図られる場合で、常勤保育士に代えて短時間勤務の保育士及びその他の常勤保育士以外の保育士を充てる場合の勤務時間数が、常勤保育士を充てる場合の勤務時間数を上回る場合には、保育士の一部に短時間勤務の保育士(<u>1日6時間未満又は月20日未満勤務の保育士。</u>以下同じ。)及びその他の常勤保育士以外の保育士を充てても差し支えない。</p>	国通知改正による変更

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p><u>者以外の者であって、1日6時間以上かつ月20日以上勤務するもの</u>以外の者。以下同じ。)及びその他の常勤保育士以外の保育士を充てても差し支えない。</p>		
<p>4 職員の状況 (2)職員配置 小規模保育事業(B型)</p>	<p>【基本的考え方】 5 <u>家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ、当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。</u></p> <p>【観点】 5 <u>家庭的保育事業所等に従事する職員が、他の社会福祉施設の職員を兼ねる場合、保育に支障がないか。</u></p> <p>【評価事項】及び【評価】 <u>家庭的保育事業所等に従事する職員が、他の社会福祉施設の職員を兼ねる場合、保育に支障がある。【C】</u></p>	<p>【基本的考え方】 5 同一敷地内に設置されている社会福祉施設の職員の施設間の兼務は、<u>直接保育に従事する職員については認めない。</u> 事務員、調理員等の場合は、業務内容を確認の上、特に問題がない場合は認める。</p> <p>【観点】 5 <u>直接保育に従事する職員に他施設の職員等を兼務する者がいないか。</u></p> <p>【評価事項】及び【評価】 <u>直接保育に従事する職員に兼務職員がいる。【C】</u></p>	<p>法令改正による変更</p>
<p>4 職員の状況 (3)職員配置 小規模型 事業所内保育事業(A型)</p>	<p>【基本的考え方】 1 <u>該当する施設類型に応じ、公定価格通知に定めるところによるとともに、以下の職員を配置すること。</u> (1) 在籍する職員(保育士、調理員等)については、次のように特定する。 ア <u>国基準職員</u> イ <u>区加算職員</u> ウ <u>施設独自職員</u> (2) 上記(1)における保育士数は、入所児童数を基礎に、次の算式等により得た数とする。</p>	<p>【基本的考え方】 1 <u>事業所内保育事業A型を行う事業所に勤務する職員配置については、次の算定方法等による。</u> (1) 在籍する職員(保育士、調理員等)については、次のように特定する。 ア <u>区条例第38号第48条職員(以下「48条A型区基準職員」という。)</u> イ <u>施設独自職員</u> (2) 上記(1) <u>子からイまで</u>における保育士数は、<u>利用定員及び入所児童(他区市町村からの受託児含む。)</u>の数それ</p>	<p>区要綱改正による変更</p>

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p><u>ア 国基準職員</u> <u>(ア)常勤</u> {1・2歳児×1/6 (小数点以下第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て)) + 乳児×1/3 (同)} + <u>1 = 保育士数</u> (小数点以下四捨五入) <u>(設備・運営基準条例第48条第3項の規定により、当該施設に勤務する保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。)</u> <u>(イ)非常勤</u> <u>a 休憩時間確保加配</u> 1人 (月の所定労働時間数が25時間以上の保育士に限る。) <u>b 標準時間認定受入加配</u> 1人 (月の所定労働時間数が50時間以上の保育士に限る。)</p> <p><u>イ 施設独自職員</u> <u>国基準職員数を超えて、施設において独自に配置している職員</u></p> <p>(3) <u>上記(1)における</u> 保育士以外の配置数は、次のとおりとする。 <u>ア 国基準職員</u> <u>(ア)常勤</u> 施設長 1人</p>	<p>それをを基礎に、次の算式等により得た数ののいずれか多い方とする。</p> <p><u>ア 48条A型区基準職員 (常勤)</u> {(1・2歳児×1/6 (小数点以下第1位 (小数点第2位以下切り捨て) + 乳児×1/3))} + <u>加配1人</u> (小数点以下四捨五入)</p> <p><u>イ 48条A型区基準職員 (非常勤)</u> <u>(ア) 加配</u> 1人 (月の所定労働時間数が25時間以上の保育士に限る。) <u>(イ) 標準時間認定受入加配</u> 1人 (月の所定労働時間数が50時間以上の保育士に限る。)</p> <p><u>ウ 施設独自職員</u> <u>上記(2)アからイまでの職員数を超えて、施設において独自に配置している職員</u> エ—上記(2)アにおける算定は、合計数に1人未満の端数が生じたときは四捨五入すること。 オ—上記(2)アに規定する保育士数の算定において、区条例第38号第48条第3項の規定により、当該事業所に勤務する保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。 カ—各種加算における加配職員の適用については、上記(2)ア及びイに加えて行うものとし、公定価格通知に基づくものとする。</p> <p>(3) 保育士以外の配置数は次のとおりとする。</p> <p><u>ア 48条A型区基準職員 (常勤)</u></p> <p>施設長 1人 (事務取扱要綱第13条第5項各号のいずれかを満たすとともに、常時実際に当該事業所の運営管理に専従し、かつ給付</p>	

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p><u>(イ) 非常勤</u> <u>a 非常勤調理員等 1人</u> <u>(設備・運営基準条例第48条第1項の規定をみたく場合は、調理員を置かないことができる。)</u> <u>b 非常勤事務職員 1人</u></p> <p><u>c 嘱託医 1人</u> <u>d 嘱託歯科医 1人</u> <u>イ 区加算職員(常勤又は非常勤。)</u> <u>(ア) 保健師等 1人</u> <u>(イ) 調理員 1人</u></p> <p><u>ウ 施設独自職員</u> <u>上記アとイを合計した職員数を超えて、施設において独自に配置している職員</u></p> <p>【関係法令等】 <u>(1) 設備・運営基準条例第48条</u> <u>(2) 事務取扱要綱第13条第2項</u> <u>(3) 運営費要綱第2条(10)、別表第1</u> <u>(4) 留意事項通知第1(1)別紙8Ⅱ1(2)</u> <u>(5) 令和3年3月19日子発0319第1号「保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて」</u> <u>(6) 平成17年9月30日0930001号「保育所における保育士等の適正配置について」</u></p>	<p>費からの給与支出がある者とする。ただし、保育の提供が困難であり、かつ当該事業所の運営に重大な支障が生じると認められる場合に限り、保育主との兼任を可とする。) <u>イ 48条A型区基準職員(非常勤)</u> <u>(ア) 非常勤調理員等 1人</u></p> <p><u>(イ) 非常勤事務職員 1人</u> (施設長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要とする。) <u>(ウ) 嘱託医 1人</u> <u>(エ) 嘱託歯科医 1人</u> <u>ウ 区加算職員(常勤又は非常勤。零歳児保育を実施する場合は、必置とする。)</u> <u>(ア) 保健師等 1人</u> <u>(イ) 調理員 1人</u> <u>エ 施設独自職員</u> <u>上記(3)アからウまでの職員数を超えて、施設において独自に配置している職員</u> オ 当該事業所は、区条例第38号第48条第1項の規定を満たす場合は、調理員を置かないことができる。 (4) 開所時間中における保育士の配置は、事務取扱要綱第13条第2項による配置とする。</p> <p>【関係法令等】 <u>(1) 区条例第38号第48条</u> <u>(2) 事務取扱要綱第13条第2項</u> <u>(3) 運営費要綱第15条別表第3</u> <u>(4) 留意事項通知第1(1)別紙8Ⅱ1(2)</u> <u>(5) 令和3年3月19日子発0319第1号「保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて」</u> <u>(6) 平成17年9月30日0930001号「保育所における保育士等の適正配置について」</u></p>	

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
4 職員の状況 (3)職員配置 小規模型 事業所内保育事業(A型)	<p>【基本的考え方】</p> <p>3 実際の保育に当たり配置する保育士の数は、現に保育を受けている乳幼児に対して同様の方法(人数見合による算定のみ)により算出するが、算出した結果、必要保育士数が1人の場合であっても、常時2人を下回ってはならない。この場合における配置は次のいずれかの要件を満たさなければならない。</p> <p>ア 常勤保育士2人 イ 常勤保育士1人、非常勤保育士1人 <常勤<u>保育士</u>の定義> 各保育所の就業規則等で定めた常勤のうち</p> <p>① <u>事業主と直接</u>期間の定めのない労働契約を結んでいる者(ただし、1年以上の労働契約を結んでいる者を含む。)</p> <p>② 労働基準法施行規則により、<u>明示された就業場所が当該保育所であり、かつ、従事すべき業務が保育であること。</u></p> <p>③ 1日6時間以上かつ月20日以上常態的に<u>継続して</u>勤務し、社会保険の被保険者であること。</p>	<p>【基本的考え方】</p> <p>3 実際の保育に当たり配置する保育士の数は、現に保育を受けている乳幼児に対して同様の方法(人数見合による算定のみ)により算出するが、算出した結果、必要保育士数が1人の場合であっても、常時2人を下回ってはならない。この場合における配置は次のいずれかの要件を満たさなければならない。</p> <p>ア 常勤保育士2人 イ 常勤保育士1人、非常勤保育士1人 <常勤<u>職員</u>の定義> 各保育所の就業規則等で定めた常勤のうち</p> <p>① 期間の定めのない労働契約を結んでいる者(ただし、1年以上の労働契約を結んでいる者を含む。)</p> <p>② 労働基準法施行規則により、<u>明示された就業場所が当該保育所であること。</u></p> <p>③ 1日6時間以上かつ月20日以上常態的に勤務し、社会保険の被保険者であること。</p>	区要綱改正による変更
4 職員の状況 (3)職員配置 小規模型 事業所内保育事業(A型)	<p>【基本的考え方】</p> <p>4 短時間勤務の保育士及びその他の常勤以外の保育士の導入</p> <p>保育に直接従事する者は、子どもを長時間にわたって保育できる常勤の保育士をもって確保することを基本とするが、<u>保育所等本来</u>の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により、入所児童の処遇水準の確保が図られる場合で、常勤保育士に代えて短時間勤務の保育士及びその他の常勤保育士以外の保育士を充てる場合の勤務時間数が、常勤保育士を充てる場合の勤務時間数を上回る場合には、保育士の一部に短時間勤務の保育士(<u>常勤の保育士(当該保育所等の就業規則において定められる常勤の従事者が勤務すべき時間数(1か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。)</u>に達している者又は当該者以外の者であって、1日6時間以上かつ月20日以上勤務するもの)以外の者。以下同じ。)及びその他の常勤保育士以外の保育士を充てても差し支えない。</p>	<p>【基本的考え方】</p> <p>4 短時間勤務の保育士及びその他の常勤以外の保育士の導入</p> <p>保育に直接従事する者は、子どもを長時間にわたって保育できる常勤の保育士をもって確保することを基本とするが、<u>小規模保育事業</u>の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により、入所児童の処遇水準の確保が図られる場合で、常勤保育士に代えて短時間勤務の保育士及びその他の常勤保育士以外の保育士を充てる場合の勤務時間数が、常勤保育士を充てる場合の勤務時間数を上回る場合には、保育士の一部に短時間勤務の保育士(<u>1日6時間未満又は月20日未満勤務の保育士。</u>以下同じ。)及びその他の常勤保育士以外の保育士を充てても差し支えない。</p>	国通知改正による変更

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
4 職員の状況 (3)職員配置 小規模型 事業所内保育事業(A型)	<p>【基本的考え方】</p> <p>5 <u>家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ、当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。</u></p> <p>【観点】</p> <p>5 <u>家庭的保育事業所等に従事する職員が、他の社会福祉施設の職員を兼ねる場合、保育に支障がないか。</u></p> <p>【評価事項】及び【評価】</p> <p><u>家庭的保育事業所等に従事する職員が、他の社会福祉施設の職員を兼ねる場合、保育に支障がある。【C】</u></p>	<p>【基本的考え方】</p> <p>5 同一敷地内に設置されている社会福祉施設の職員の施設間の兼務は、<u>直接保育に従事する職員については認めない。</u> 事務員、調理員等の場合は、業務内容を確認の上、特に問題がない場合は認める。</p> <p>【観点】</p> <p>5 <u>直接保育に従事する職員に他施設の職員等を兼務する者がいないか。</u></p> <p>【評価事項】及び【評価】</p> <p><u>直接保育に従事する職員に兼務職員がいる。【C】</u></p>	法令改正による変更
4 職員の状況 (4)職員配置 小規模型 事業所内保育事業(B型)	<p>【基本的考え方】</p> <p><u>該当する施設類型に応じ、公定価格通知に定めるところによるとともに、以下の職員を配置すること。</u></p> <p>(1) 在籍する職員（保育従事者、調理員等）については、次のように特定する。</p> <p>ア <u>国基準職員</u></p> <p>イ <u>区加算職員施設独自職員</u></p> <p>ウ <u>施設独自職員</u></p> <p>(2) 上記(1)における保育従事者数は、入所児童数を基礎に、次の算式等により得た数とする。</p> <p>ア <u>国基準職員</u> <u>(ア) 常勤</u></p> <p>{1・2歳児数×1/6 (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て)) + {乳児×1/3 (同)} + <u>1 = 保育従事者数</u> (小数点以下四捨五入)</p> <p>(保育従事者数のうち6割(小数点以下切上げ)以上は保育士とすること。)</p>	<p>【基本的考え方】</p> <p><u>事業所内保育事業B型を行う事業所に勤務する職員配置については、次の算定方法等による。</u></p> <p>(1) 在籍する職員（保育従事者、調理員等）については、次のように特定する。</p> <p>ア <u>区条例第38号第48条職員（以下「48条B型区基準職員」という。）</u></p> <p>イ 施設独自職員</p> <p>(2) 上記(1) <u>アからイまで</u>における保育従事者数は、<u>利用定員及び入所児童(他区市町村からの受託児含む)の数それぞれを基礎に、次の算式等により得た数のいずれか多い方</u>とする。</p> <p>ア <u>48条B型区基準職員（常勤）</u></p> <p>{(1・2歳児×1/6 (小数点以下第1位 (小数点第2位以下切り捨て) + 乳児×1/3)} + <u>加配1人</u> (小数点以下四捨五入)</p>	区要綱改正による変更

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p>(設備・運営基準条例第 48 条第 3 項の規定により、当該事業所に勤務する保健師又は看護師を 1 人に限り、保育士とみなすことができる。)</p> <p><u>(イ) 非常勤</u></p> <p>a <u>休憩時間確保</u>加配 1 人 (月の所定労働時間数が 25 時間以上の保育従事者)</p> <p>b <u>標準時間認定受入加配</u> 1 人 (月の所定労働時間数が 50 時間以上の保育従事者)</p> <p><u>イ</u> 施設独自職員</p> <p><u>国基準</u>職員数を超えて、施設において独自に配置している職員</p> <p>(3) 保育従事者以外の配置数は、次のとおりとする。</p> <p>ア <u>国基準職員</u> <u>(ア)常勤</u> 施設長 1 人</p> <p><u>(イ)非常勤</u></p> <p>a <u>非常勤調理員等</u> 1 人 <u>(設備・運営基準条例第 48 条第 1 項の規定を満たす場合は、調理員を置かないことができる。)</u></p>	<p><u>イ 48 条 B 型区基準職員 (非常勤)</u></p> <p><u>(ア)</u> 加配 1 人 (月の所定労働時間数が 25 時間以上の保育従事者)</p> <p><u>(イ)</u> 標準時間認定受入加配 1 人 (月の所定労働時間数が 50 時間以上の保育従事者)</p> <p><u>ウ</u> 施設独自職員</p> <p><u>上記(2) アからイまでの</u>職員数を超えて、施設において独自に配置している職員</p> <p>エ 上記(2) アにおける算定は、合計数に 1 人未満の端数が生じたときは四捨五入すること。なお、合計数のうち 6 割以上 (小数点以下切り上げ) は保育士とすること。</p> <p>オ 上記(2) アに規定する保育士数の算定において、区条例第 38 号第 48 条第 3 項の規定により、当該事業所に勤務する保健師又は看護師を 1 人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>カ 各種加算における加配職員の適用については、上記(2) ア及びイに加えて行うものとし、公定価格通知に基づくものとする。</p> <p>(3) <u>上記(1)における</u>保育従事者以外の配置数は、次のとおりとする。</p> <p>ア <u>48 条 B 型区基準職員 (常勤)</u></p> <p>施設長 1 人 (事務取扱要綱第 13 条第 5 項各号のいずれかを満たすとともに、常時実際に当該事業所の運営管理に専従し、かつ給付費からの給与支出がある者とする。ただし、保育の提供が困難であり、かつ当該事業所の運営に重大な支障が生じると認められる場合に限り、保育士との兼任を可とする。)</p> <p><u>イ 48 条 B 型区基準職員 (非常勤)</u></p> <p><u>(ア)</u> 非常勤調理員等 1 人</p>	

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p>b 非常勤事務職員 1人</p> <p>c 嘱託医 1人</p> <p>d 嘱託歯科医 1人</p> <p>イ 区加算職員（常勤又は非常勤。）</p> <p>（ア）保健師等 1人 （イ）調理員 1人</p> <p>ウ 施設独自職員 上記アとイを合計した職員数を超えて、施設において独自に配置している職員</p> <p>【関係法令等】</p> <p>(1) <u>設備・運営基準条例第48条</u></p> <p>(2) 事務取扱要綱第13条第2項</p> <p>(3) <u>運営費要綱第2条(10)、別表第1</u></p> <p>(4) 留意事項通知第1(1)別紙8Ⅱ1(2)</p> <p>(5) 令和3年3月19日子発0319第1号「保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて」</p>	<p>(イ) 非常勤事務職員 1人 （施設長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要とする。）</p> <p>(ウ) 嘱託医 1人</p> <p>(エ) 嘱託歯科医 1人</p> <p>ウ 区加算職員（常勤又は非常勤。<u>零歳児保育を実施する場合は必置とする。</u>）</p> <p>（ア）保健師等 1人 （イ）調理員 1人</p> <p>エ 施設独自職員 上記3(1)から(3)までの職員数を超えて、施設において独自に配置している職員 オ—当該事業所は、区条例第38号第48条第1項の規定を満たす場合は、調理員を置かないことができる。 —(4)開所時間中における保育従事者の配置は、事務取扱要綱第13条第2項による配置とする。</p> <p>【関係法令等】</p> <p>(1) <u>区条例第38号第48条</u></p> <p>(2) 事務取扱要綱第13条第2項</p> <p>(3) <u>運営費要綱第15条別表第3</u></p> <p>(4) 留意事項通知第1(1)別紙8Ⅱ1(2)</p> <p>(5) 令和3年3月19日子発0319第1号「保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて」</p>	
<p>4 職員の状況</p> <p>(4)職員配置 小規模型 事業所内保育事業(B型)</p>	<p>【基本的考え方】</p> <p>3 実際の保育に当たり配置する保育従事者の数は、現に保育を受けている乳幼児に対して同様の方法(人数見合による算定のみ)により算出するが、算出した結果、必要保育従事者が1人の場合であっても、常時2人を下回ってはならない。この場合における配置は次のいずれかの要件を満たさなければならない。</p> <p>ア 常勤保育士2人 イ 常勤保育士1人、非常勤保育士1人 ウ 常勤保育士1人、常勤保育従事者(無資格)1人</p>	<p>【基本的考え方】</p> <p>3 実際の保育に当たり配置する保育従事者の数は、現に保育を受けている乳幼児に対して同様の方法(人数見合による算定のみ)により算出するが、算出した結果、必要保育従事者が1人の場合であっても、常時2人を下回ってはならない。この場合における配置は次のいずれかの要件を満たさなければならない。</p> <p>ア 常勤保育士2人 イ 常勤保育士1人、非常勤保育士1人 ウ 常勤保育士1人、常勤保育従事者(無資格)1人</p>	<p>区要綱改正による変更</p>

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p>エ 常勤保育士1人、非常勤保育従事者（無資格）1人 オ 常勤保育従事者（無資格）1人、非常勤保育士1人</p> <p><常勤<u>保育士</u>の定義> 各保育所の就業規則等で定めた常勤のうち ① <u>事業主と直接</u>期間の定めのない労働契約を結んでいる者（ただし、1年以上の労働契約を結んでいる者を含む。） ② 労働基準法施行規則により、<u>明示された就業場所が当該保育所であり、かつ、従事すべき業務が保育</u>であること。 ③ 1日6時間以上かつ月20日以上常態的に<u>継続して</u>勤務し、社会保険の被保険者であること。</p>	<p>エ 常勤保育士1人、非常勤保育従事者（無資格）1人 オ 常勤保育従事者（無資格）1人、非常勤保育士1人</p> <p><常勤<u>職員</u>の定義> 各保育所の就業規則等で定めた常勤のうち ① 期間の定めのない労働契約を結んでいる者（ただし、1年以上の労働契約を結んでいる者を含む。） ② 労働基準法施行規則により、<u>明示された就業場所が当該保育所であること。</u> ③ 1日6時間以上かつ月20日以上常態的に勤務し、社会保険の被保険者であること。</p>	
<p>4 職員の状況 (4)職員配置 小規模型 事業所内保育事業(B型)</p>	<p>【基本的考え方】 4 短時間勤務の保育士及びその他の常勤以外の保育士の導入 保育に直接従事する者は、子どもを長時間にわたって保育できる常勤の保育士をもって確保することを基本とするが、小規模保育事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により、入所児童の処遇水準の確保が図られる場合で、常勤保育士に代えて短時間勤務の保育士及びその他の常勤保育士以外の保育士を充てる場合の勤務時間数が、常勤保育士を充てる場合の勤務時間数を上回る場合には、保育士の一部に短時間勤務の保育士（<u>常勤の保育士（当該保育所等の就業規則において定められる常勤の従事者が勤務すべき時間数（1か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。）に達している者又は当該者以外の者であって、1日6時間以上かつ月20日以上勤務するもの）以外の者。</u>以下同じ。）及びその他の常勤保育士以外の保育士を充てても差し支えない。</p>	<p>【基本的考え方】 4 短時間勤務の保育士及びその他の常勤以外の保育士の導入 保育に直接従事する者は、子どもを長時間にわたって保育できる常勤の保育士をもって確保することを基本とするが、小規模保育事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により、入所児童の処遇水準の確保が図られる場合で、常勤保育士に代えて短時間勤務の保育士及びその他の常勤保育士以外の保育士を充てる場合の勤務時間数が、常勤保育士を充てる場合の勤務時間数を上回る場合には、保育士の一部に短時間勤務の保育士（<u>1日6時間未満又は月20日未満勤務の保育士。</u>以下同じ。）及びその他の常勤保育士以外の保育士を充てても差し支えない。</p>	<p>国通知改正による変更</p>
<p>4 職員の状況 (4)職員配置 小規模型 事業所内保育事業(B型)</p>	<p>【基本的考え方】 5 <u>家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ、当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。</u></p>	<p>【基本的考え方】 5 同一敷地内に設置されている社会福祉施設の職員の施設間の兼務は、<u>直接保育に従事する職員については認めない。</u> 事務員、調理員等の場合は、業務内容を確認の上、特に問題がない場合は認める。</p>	<p>法令改正による変更 評価事項見直し</p>

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p>【観点】</p> <p>5 <u>家庭的保育事業所等に従事する職員が、他の社会福祉施設の職員を兼ねる場合、保育に支障がないか。</u></p> <p>【評価事項】及び【評価】</p> <p><u>家庭的保育事業所等に従事する職員が、他の社会福祉施設の職員を兼ねる場合、保育に支障がある。【C】</u></p>	<p>【観点】</p> <p>5 <u>直接保育に従事する職員に他施設の職員等を兼務する者がいないか。</u></p> <p>【評価事項】及び【評価】</p> <p><u>直接保育に従事する職員に兼務職員がいる。【C】</u></p>	
4 職員の状況 (5)職員の資格保有	<p>【基本的考え方】</p> <p>2 調理員については、必ずしも栄養士の資格を要するものではない。 (削除)</p>	<p>【基本的考え方】</p> <p>2 調理員については、必ずしも栄養士の資格を要するものではない。 <u>ただし、健康増進法及び健康増進法施行規則に定める特定給食施設(継続的に1回100食以上又は1日250食以上提供施設)にあっては、栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならない。</u></p>	基準見直しのため 削除
5 勤務状況 (4)勤務状況の帳簿の整備	<p>【関係法令等】</p> <p>(4)労働安全衛生規則第52条の7の3</p>	<p>【関係法令等】</p> <p>(4)労働安全衛生規則第52の7の3</p>	文言修正
9 施設長の責務 施設長の責務	<p>【関係法令等】</p> <p><u>2-(1)留意事項通知第1(1)別紙6Ⅱ1(2)</u> 2-(2)事務取扱要綱第10条第5項、第6項 2-(3)平成12年3月30日児発第298号通知「夜間保育所の設置認可等について」</p>	<p>【関係法令等】</p> <p>2-(1)事務取扱要綱第10条第5項、第6項 2-(2)平成12年3月30日児発第298号通知「夜間保育所の設置認可等について」</p>	根拠法令追加
10 建物設備等の管理 (2)建物設備の安全、衛生	<p>【関係法令等】</p> <p>(削除)</p>	<p>【関係法令等】</p> <p>1-(5) 東京都受動喫煙防止条例(平成30年東京都条例第75号)</p>	基準見直しのため 削除

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
11 災害対策の状況 (2)防火対策	<p>【基本的考え方】</p> <p>カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについては、防災処理を施されたものを使用しなければならない。</p>	<p>【基本的考え方】</p> <p><u>保育室等を3階以上に設ける場合</u>、カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについては、防災処理を施されたものを使用しなければならない。</p>	基準見直しのため削除
12 公定価格における各種加算の状況等 (6)施設機能強化推進加算	<p>【関係法令等】</p> <p>(1)留意事項通知第1(1)別紙6 VI 5、別紙8 <u>VI</u> 5</p>	<p>【関係法令等】</p> <p>(1)留意事項通知第1(1)別紙6 VI 5、別紙8 V 5</p>	根拠法令修正
12 公定価格における各種加算の状況等 (7)栄養管理加算	<p>【基本的考え方】</p> <p>1 食事の提供にあたり、栄養士を活用して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受ける施設に加算する。</p> <p>(注1) 栄養士の活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。</p> <p>(削除)</p> <p>【観点】</p> <p>1 食事の提供にあたり、栄養士を活用しているか。</p> <p>(削除)</p> <p><u>2</u> 栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導が行われているか。</p> <p>【評価事項】及び【評価】</p> <p>(1) 食事の提供にあたり、栄養士を活用していない。【B】</p> <p>(削除)</p>	<p>【基本的考え方】</p> <p>1 食事の提供にあたり、栄養士を活用して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受ける施設に加算する。</p> <p>(注1) 栄養士の活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。</p> <p>(注2) 年間を通じて活用している場合に対象とする。(年度途中で新たに開設した事業所については、事業所の開設以降、年間を通じて活用(期間が6ヶ月以上となること。)している場合に対象とする。)</p> <p>【観点】</p> <p>1 食事の提供にあたり、栄養士を活用しているか。</p> <p>2 年間を通じて栄養士を活用しているか。</p> <p>3 栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導が行われているか。</p> <p>【評価事項】及び【評価】</p> <p>(1) 食事の提供にあたり、栄養士を活用していない。【B】</p> <p>(1) 年間を通じて栄養士を活用していない。【C】</p>	法令改正の改定もれ

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	(1) 栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導が行われていない。【B】	(1) 栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導が行われていない。【B】	
13 法外援護費の状況 (1) 在籍職員名簿等の提出	<p>【観点】 1-1 適切に提出書類が提出されているか。 <u>1-2 提出書類の内容に誤りがないか。</u></p> <p>【関係法令等】 (1) 区要綱第7条第1項 <u>(2) 区要綱第9条</u></p> <p>【評価事項】及び【評価】 (1) 適切に提出されていない。【B】 <u>(2) 内容に誤りがある。【C】</u> <u>(3) 内容に軽微な誤りがある。【B】</u></p>	<p>【観点】 1-1 適切に提出書類が提出されているか。</p> <p>【関係法令等】 (1) 区要綱第7条第1項</p> <p>【評価事項】及び【評価】 (1) 適切に提出されていない。【B】</p>	根拠法令追加 評価事項見直し
13 法外援護費の状況 (1) 在籍職員名簿等の提出	<p>【観点】 2-1 適切に提出書類が提出されているか。 <u>2-2 提出書類の内容に誤りがないか。</u></p> <p>【関係法令等】 (1) 区要綱第7条第2項 <u>(2) 区要綱第9条</u></p> <p>【評価事項】及び【評価】 (1) 適切に提出されていない。【B】 <u>(2) 内容に誤りがある。【C】</u> <u>(3) 内容に軽微な誤りがある。【B】</u></p>	<p>【観点】 2-1 適切に提出書類が提出されているか。</p> <p>【関係法令等】 (1) 区要綱第7条第2項</p> <p>【評価事項】及び【評価】 (1) 適切に提出されていない。【B】</p>	根拠法令追加 評価事項見直し
13 法外援護費の状況 (2) 法外援護費上の常勤・非常勤の取り扱い	<p>【基本的考え方】 1 (1) 常勤<u>保育士</u> <u>施設</u>の就業規則等で定めた常勤のうち、<u>事業主と直接</u>、期間の定めのない<u>労働契約（1年以上の労働契約を結んでいる者を含む。）</u>を結び、労働基準法施行規則第5条第1項第1号の3により明示された就業場所が当該施設であり、かつ、<u>従事すべき業務が保育であって、1日6時間以上かつ月20日</u></p>	<p>【基本的考え方】 1 (1) 常勤 事業所の就業規則等で定めた常勤のうち、期間の定めのない<u>労働契約を結び（1年以上の労働契約を結んでいる者を含む。）</u>労働基準法施行規則<u>（昭和22年厚生省令第23号）</u>第5条第1項第1号の3により明示された就業の場所が当該事業所であり、かつ、1日6時間以上かつ月20日以上、常</p>	区要綱改正による 変更 評価事項見直し

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p>以上、常態的に<u>継続して</u>勤務し、当該施設（一括適用の承認を受けている場合は本社等）を適用事業所とする社会保険の被保険者であるものをいう。</p> <p>（2）非常勤保育士加算 基準職員のほかに対象となる職員が1人以上いる場合で、対象職員の勤務時間の合計が、常勤職員の月の所定労働時間の半分を上回る場合に支給する。</p> <p>【評価事項】及び【評価】 （1）<u>常勤、非常勤の取り扱いに誤りがある。</u>【C】 （2）<u>常勤、非常勤の取り扱いに軽微な誤りがある。</u>【B】</p>	<p>態的に勤務し、当該事業所（一括適用の承認を受けている場合は本社等）を適用事業所とする社会保険の被保険者であるものをいう。</p> <p>（2）非常勤保育士加算 基準職員のほかに対象となる職員が1人以上いる場合で、対象職員の勤務時間の合計が、住金職員の月の所定労働時間の半分を上回る場合に支給する。</p> <p>【評価事項】及び【評価】 （1）常勤、非常勤の取り扱いが適正になされておらず、運営費の返還等が生じる。【C】 （2）常勤、非常勤の取り扱いが適正になされていないが運営費の返還等は生じない。【B】</p>	
13 法外援護費の状況 (3)法外援護費上の常勤・非常勤の取り扱い	<p>【基本的考え方】 1 <u>受給者は、法外援護費と用途が重なる経費に関し、入所児童の保護者から費用を徴収してはならない。</u></p> <p>【関係法令等】 （1）<u>運営費要綱第13条第3項</u> （2）保護者からの実費徴収等について</p>	<p>【基本的考え方】 1 受給者は、法外援護費と用途が重なる対象経費に関し、入所児童の保護者から費用を徴収してはならない。ただし、区長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>【関係法令等】 （1）運営費要綱第12条 （2）保護者からの実費徴収等について</p>	根拠法令修正

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
凡例 保 育 内 容 (関係法令及び通知等)			
項目番号 6 関係法令及び通知	(削除)	平成 30 年 3 月 30 日子保発 0330 第 2 号通知「保育所保育指針の適用に際しての留意事項について」	関係法令の削除
項目番号 22 関係法令及び通知	(削除)	平成 15 年 5 月 1 日規則第 153 号「健康増進法施行規則」	関係法令の削除
項目番号 52 関係法令及び通知	令和5年 5 月 22 日5こ保発第号「特定教育・保育施設等における事故発生時の事故報告書の提出について」	(新設)	関係法令の新設
Ⅱ-② 保 育 内 容			
1 保育の状況 (1) 保育所保育に関する基本原則	【基本的考え方】 小規模保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所 (A 型及び B 型に限る。以下「保育所」という。) は、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない	【基本的考え方】 小規模保育事業所 (A 型及び B 型に限る。以下「保育所」という。) は、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。	説明の追加
(2) 人権の尊重 イ 虐待等の行為	【基本的考え方】 <u>家庭的保育事業所等の職員は、利用乳幼児に対し、次に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u>	【基本的考え方】 保育所の職員は、 <u>入所中の児童に対し、次に掲げる行為その他児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u>	説明を都条例から区条例に修正
(3) 養護に関する基本的事項	【観点】 1 養護の内容は適切か。 【関係法令等】 保育所保育指針第 1 章 2 <u>(1)</u>	【観点】 1 養護の内容は適切か。 【関係法令】 保育所保育指針第 1 章 2	関係法令追加

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
(7) 保育内容等の評価	<p>【基本的考え方】</p> <p>2 <u>家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</u></p>	<p>【基本的考え方】</p> <p>2 <u>保育所は、自らその行う児童福祉法第 39 条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</u></p>	説明を都条例から区条例に修正
(8) 保育の体制 ア 保育時間、開所時間及び開所日数	<p>【基本的考え方】</p> <p><u>家庭的保育事業における保育時間は、1 日につき 8 時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者が定めるものとする。</u></p> <p><u>開所時間は、1 日につき 11 時間以上とし、保育時間は入所児童の保護者又は現に児童を監護する者の労働時間その他家族の状況等を考慮して、事業者が定めるものとする。</u></p>	<p>【基本的考え方】</p> <p><u>保育所における保育時間は、原則として一日につき 8 時間とし、入所している子どもの保護者の労働時間、家庭の状況等を考慮し、保育所の長がこれを定めること。</u></p> <p><u>開所時間は、原則として 11 時間とすること。</u></p>	説明を都条例から区条例に修正
イ 保育士の配置 (ア) A 型	<p>【関係法令等】</p> <p><u>運営費要綱第 4 条別記第 1</u></p>	<p>【関係法令等】</p> <p><u>運営費要綱第 15 条別表第 3</u></p>	関係法令等改正
(イ) B 型	<p>【関係法令等】</p> <p><u>運営費要綱第 4 条別記第 1</u></p>	<p>【関係法令等】</p> <p><u>運営費要綱第 15 条別表第 3</u></p>	関係法令等改正
ウ 零歳児の保育体制	<p><u>(削除)</u></p>	<p>【基本的考え方】</p> <p><u>1 零歳児保育を実施する施設において、零歳児の心身発達に即応した遊具その他零歳児用備品を整備すること。</u></p> <p>【観点】</p> <p><u>1 遊具その他零歳児用備品を整備しているか。</u></p> <p>【関係法令等】</p> <p><u>運営費要綱第 22 条（4）</u></p> <p>【評価事項】</p> <p>(1) <u>遊具その他零歳児備品を整備していない。</u></p> <p>(2) <u>遊具その他零歳児備品が不十分である。</u></p> <p>【評価】</p> <p>C</p> <p>B</p>	関係法令改正による根拠法令等削除

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
(10) 保護者との連携	<p>【基本的考え方】 <u>家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。</u></p>	<p>【基本的考え方】 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとるとともに、保育の内容等につき、当該保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。</p>	説明を都条例から区条例に修正
(11) 子どもの心身の状況等の把握	<p>【基本的考え方】 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>満3歳未満保育</u>認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の把握に努めなければならない。</p>	<p>【基本的考え方】 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>支給認定</u>子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の把握に努めなければならない。</p>	説明を都条例から区条例に修正
(12) 小学校等との連携	<p>【基本的考え方】 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、<u>教育・保育給付</u>認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう<u>教育・保育給付</u>認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>【基本的考え方】 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、<u>支給認定</u>子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう<u>支給認定</u>子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。</p>	説明を都条例から区条例に修正
2 食事の提供の状況 (2) 食事計画と献立業務 イ 献立の作成	<p>【関係法令等】 <u>(4) 延長保育実施要綱</u></p>	<p>【関係法令等】 <u>(新設)</u></p>	関係法令追加
(3) 食事の提供 イ 児童の状況に応じた配慮	<p>【観点】 1 児童の状況に応じた配慮をしているか。</p> <p>【関係法令等】 保育所保育指針</p>	<p>【観点】 1 児童の状況に応じた配慮をしているか。</p> <p>【関係法令等】 保育所保育指針</p>	関係法令追加

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	第3章2(2)ウ(イ)	第3章2(2)ウ	
エ 零歳児への対応	(削除)	<p>【基本的考え方】 1 給食は衛生的取扱いについて細心の注意をするとともに、<u>零歳児の発達及び健康状態、家庭の食生活等を十分理解し、個人差に応じた給食を実施するよう努めること。</u></p> <p>【観点】 1 個人差に応じた給食の実施に努めているか。</p> <p>【関係法令等】 <u>運営費要綱第22条(8)</u></p> <p>【評価事項】 (1) <u>個人差に応じた給食の実施に努めていない。</u></p> <p>【評価】 B</p>	関係法令改正による根拠法令等削除
	<p>【基本的考え方】 (削除)</p>	<p>【基本的考え方】 3 <u>アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して当該保育所の体制構築など、安全な環境の整備を行うこと。看護師や栄養士等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。</u></p>	重複しているため削除
	<p>【関係法令等】 (削除)</p>	<p>【関係法令等】 <u>保育所保育指針</u> <u>第3章1(3)ウ</u> <u>第3章2(2)ウ</u></p>	基本的考え方削除による削除
(4) 衛生管理 ア 検便	<p>【観点】 1 調理従事者及び調乳担当者の月1回以上の検便を適切に実</p>	<p>【観点】 1 調理従事者及び調乳担当者の月1回以上の検便を適切に実</p>	関係法令の修正

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	施及び確認の上従事させているか。(雇い入れ時の際及び調理又は調乳業務への配置換えについても同様に行っているか) 【関係法令等】 (3)薬生食監発 080 <u>5</u> 第 3 号	施及び確認の上従事させているか。(雇い入れ時の際及び調理又は調乳業務への配置換えについても同様に行っているか) 【関係法令等】 (3)薬生食監発 080 <u>6</u> 第 3 号	
	【観点】 1 調理従事者及び調乳担当者の月 1 回以上の検便を適切に実施及び確認の上従事させているか。(雇い入れ時の際及び調理又は調乳業務への配置換えについても同様に行っているか) 【関係法令等】 (9)雇児発第 0120001 号通知	【観点】 1 調理従事者及び調乳担当者の月 1 回以上の検便を適切に実施及び確認の上従事させているか。(雇い入れ時の際及び調理又は調乳業務への配置換えについても同様に行っているか) 【関係法令等】 (9)雇児発第 0120001 <u>4</u> 号通知	関係法令の修正
	【観点】 2 検便の検査結果を適切に保管しているか 【関係法令等】 (1) 労働安全衛生規則第 47 条、 <u>第 51 条</u>	【観点】 2 検便の検査結果を適切に保管しているか 【関係法令等】 (1) 労働安全規則第 47 条、	関係法令追加
ウ 食中毒事故対策	【観点】 1 食中毒事故の発生予防を行っているか 【関係法令等】 (6) 保育所保育指針第 3 章 3 (1) <u>イ</u> <u>(10) 社援発第 65 号通知</u>	【観点】 1 食中毒事故の発生予防を行っているか 【関係法令等】 (6) 保育所保育指針第 3 章 3 (1) (新設)	関係法令の追加
(7) 食事の外部搬入	【基本的考え方】 家庭的保育事業者等は、 <u>利用乳幼児</u> に食事を提供するときは、 <u>家庭的保育事業所等内で調理する方法により行わなければならない。</u> 当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、 <u>搬入施設において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該食事の提供</u>	【基本的考え方】 家庭的保育事業者等は、 <u>入所者</u> に食事を提供するときは、 <u>当該施設内で調理する方法により行うことが原則である。</u> <u>なお、条例で定める要件を満たす家庭的保育事業者等は当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、食事を搬入施設で調理し、搬入する方法により提供することができる。ただし、当該保育所で行うべき調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</u>	説明を都条例から区条例に修正

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<u>について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</u> 条例で定める要件は、次の号に掲げるとおりである。	条例で定める要件は、次の号に掲げるとおりである。	
3 健康・安全の状況	【関係法令等】 (1)保育所保育指針第3章	【関係法令等】 (1)保育所保育指針第3章 <u>1(1)ア</u>	関係法令の修正
(1) 保健計画 ア 零歳児保健関係	<u>(削除)</u>	<u>【基本的考え方】</u> <u>保健師等は、保育士との協力のもとに零歳児の異常の発見時に登所時における健康観察を通じての異常の有無の確認及び医師との連絡を行うほか、健康診断、予防接種の計画及びその実施に対する協力等保健活動に従事する者とする。</u> <u>【観点】</u> <u>1 健康観察を通じて異常の有無の確認及び医師との連絡を行っているか</u> <u>2 健康診断、予防接種の計画及び実施に対する協力等保健活動を行っているか。</u> <u>【関係法令等】</u> <u>運営費要綱第22条(8)</u> <u>【評価事項】</u> <u>(1) 健康観察を通じて異常の有無の確認及び医師との連絡を行っていない。</u> <u>(2) 対応が不十分である。</u> <u>【評価】</u> <u>C</u> <u>B</u> <u>【関係法令等】</u> <u>(1)(2) 運営費要綱第22条(6)</u>	関係法令改正による根拠法令等削除
(2) 児童健康診断	【基本的考え方】 <u>家庭的保育事業者等は、利用児童に対し、利用開始時の健康診</u>	【基本的考え方】 児童福祉施設(児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除	説明を都条例から区条例に修正

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。	く。）の長は、入所者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。	
(2) 健康状態の把握	(1)保育所保育指針第1章 <u>2</u> (2)ア(イ)①	(1) 保育所保育指針第1章 <u>1</u> (2)ア(イ)①	関係法令の修正
(4) 虐待等への対応	<p>【観点】</p> <p>2 虐待が疑われる場合や不適切な養育の兆候が見られる場合に、適切に対応しているか。</p> <p>【関係法令等】</p> <p>保育所保育指針第3章1(1)ウ 第4章<u>2</u>(3)イ</p>	<p>【観点】</p> <p>2 虐待が疑われる場合や不適切な養育の兆候が見られる場合に、適切に対応しているか。</p> <p>【関係法令等】</p> <p>保育所保育指針第3章1(1)ウ 第4章(3)イ</p>	関係法令の修正
(5) 疾病等への対応 イ 感染症	<p>【基本的考え方】</p> <p>家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的</u><u>に実施するよう努めなければならない。</u></p>	<p>【基本的考え方】</p> <p>家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的</u><u>に実施するよう努めなければならない。</u></p>	説明を都条例から区条例に修正
	<p>【観点】</p> <p>2 入所前の既往歴及び予防接種等の状況を把握しているか。</p> <p>【関係法令等】</p> <p>(1) <u>保育所保育指針第3章1(3)</u></p>	<p>【観点】</p> <p>2 入所前の既往歴及び予防接種等の状況を把握しているか。</p> <p>【関係法令等】</p> <p>(新設)</p>	関係法令等の新設
3 健康・安全の状況 (7) 児童の安全確保 ア 事故防止	<p>【基本的考え方】</p> <p>1 保育中の事故防止のために、子供の心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。</p> <p>事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中、<u>送迎</u>等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子供の主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。</p>	<p>【基本的考え方】</p> <p>1 保育中の事故防止のために、子供の心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。</p> <p>事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子供の主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。</p>	

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p>(対策例)</p> <p>(略)</p> <p>・<u>児童の食事に関する情報(咀嚼や嚥下機能を含む発達等)や当日の子供の健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去する。</u></p> <p>・<u>過去に、誤嚥、窒息などの事故が起きた食材は、誤嚥を引き起こす可能性について保護者に説明し、使用しないことが望ましい。</u></p> <p>・<u>クリスマスや年末年始、節分等の行事の際は、普段とは異なる内容・形態にて食事等の提供がなされていることを踏まえ、事故防止に万全を期すこと。</u></p> <p>参考 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月 内閣府)</p> <p><u>「食品の誤嚥による子どもの窒息事故の予防に向けた注意喚起について」(令和3年12月17日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)</u></p> <p>・園外保育時は携帯電話等による連絡体制を確保し、複数の保育士等が対応する。</p> <p>(略)</p> <p>参考「<u>保育所等での保育における安全管理の徹底について</u>」(令和元年5月10日付内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)</p> <p>「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」(令和元年6月21日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)</p> <p>「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚園における安全管理の徹底について」(令和3年8月25日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家</p>	<p>(対策例)</p> <p>(略)</p> <p>○<u>児童の食事に関する情報(咀嚼や嚥下機能を含む発達等)や当日の子供の健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去する。</u></p> <p>・<u>過去に、誤嚥、窒息などの事故が起きた食材は、誤嚥を引き起こす可能性について保護者に説明し、使用しないことが望ましい。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>参考 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月 内閣府)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>○<u>園外保育時は携帯電話等による連絡体制を確保し、複数の保育士等が対応する。</u></p> <p>(略)</p> <p>参考「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」(令和元年6月21日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)</p> <p>「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚園における安全管理の徹底について」(令和3年8月25日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)</p>	<p>対策例の追加 文言修正</p>

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p>庭局保育課事務連絡)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プール、水遊びを行う場合は、適切な監視・指導体制の確保と緊急時への備えを徹底する。 ・プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置する。 <p>参考 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成 28 年 3 月 内閣府)</p> <p>【基本的考え方】 <u>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</u></p> <p>【観点】 <u>7 自動車への乗降車時に、園児の所在を確認しているか。</u></p> <p>【関係法令等】 <u>(1) 設備・運営基準条例第 7 条の 3</u></p> <p>【評価事項】 <u>(1) 自動車への乗降車の際に、児童の所在確認をしていない。</u> <u>(2) 自動車への乗降車の際に、児童の所在確認が藤生宇分である。</u></p> <p>【評価】 <u>C</u> <u>B</u></p>	<p>○プール、水遊びを行う場合は、適切な監視・指導体制の確保と緊急時への備えを徹底する。</p> <p>― プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置する。</p> <p>参考 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成 28 年 3 月 内閣府) <u>「保育所等での保育における安全管理の徹底について」(令和元年 5 月 10 日付内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>条例改正による追加</p>
(6) 乳幼児突然死症候群	【関係法令等】	【関係法令等】	関係法令の改正

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
の予防及び睡眠中の事故防止	運営費支給要綱第 <u>16条2</u>	運営費支給要綱第 <u>18条2</u>	
3 入所前の既往歴及び予防接種等の状況を把握しているか	<p>【観点】</p> <p>2 入所前の既往歴及び予防接種等の状況を把握しているか</p> <p>【関係法令等】</p> <p><u>保育指針第3章1(1)ア、イ</u></p>	<p>【観点】</p> <p>2 入所前の既往歴及び予防接種等の状況を把握しているか</p> <p>【関係法令等】</p> <p>追加</p>	関係法令の追加
4 感染症発生時には、速やかに地域の絵画機関と連携し、また、保健所等へ報告しているか。	<p>【観点】</p> <p>4 感染症発生時には、速やかに地域の医療機関と連携し、また保健所等へ報告しているか</p> <p>【関係法令等】</p> <p>保育指針第3章1(3) <u>イ</u></p>	<p>【観点】</p> <p>4 感染症発生時には、速やかに地域の医療機関と連携し、また保健所等へ報告しているか</p> <p>【関係法令等】</p> <p>保育指針第3章1(3) <u>ウ</u></p>	関係法令の変更
(7) 児童の安全確保 ウ 事故発生時の対応	<p>【関係法令等】</p> <p>1(3) <u>5福保子第265号通知</u></p>	<p>【関係法令等】</p> <p>1(3) <u>26福保子第2984号通知</u></p>	関係法令の変更
	<p>【関係法令等】</p> <p>2(5) 運営費支給要綱第 <u>16条</u></p>	<p>【関係法令等】</p> <p>2(5) 運営費支給要綱第 <u>18条</u></p>	関係法令等改正
	<p>【基本的考え方】</p> <p>2 ⑤ その他、児童の生命 <u>又は心身に重大な被害が生じる</u> 事故に直結するような事案 <u>(児童への暴力やわいせつ行為等の事実があると思慮される事案を含む。)</u> が発生した場合</p> <p>【関係法令等】</p> <p>2(2) <u>5福保子第265号通知</u></p>	<p>【基本的考え方】</p> <p>2 ⑤ その他、児童の生命または身体被害に係る重大な事故に直結するような事故が発生した場合</p> <p>【関係法令等】</p> <p>2(2) <u>26福保子第2984号通知</u></p>	関係法令改正による説明の変更 関係法令の変更
	<p>【基本的考え方】</p> <p>3 <u>入所児童が次の各号に掲げる事故に遭ったときは、受託児の事故報告書(別記第10号様式)により速やかに区長に報告しなければならない。</u></p> <p>① <u>施設での怪我等</u></p> <p>② <u>迷子(見失い)、置き去り、連れ去りなど</u></p> <p>③ <u>その他、児童の生命または心身に重大な被害が生じる事故</u></p>	<p>【基本的考え方】</p> <p>3 <u>入所児童に事故があったときは、必要な措置を講じるとともに、区長に対し速やかに事故報告書(別記第7号様式)を提出しなければならない。</u></p> <p>① <u>施設での怪我等により事故報告書を作成した場合</u></p> <p>② <u>食物アレルギー(発症がなくとも御飲食があった場合)</u></p> <p>③ <u>食物アレルギーの発症</u></p>	説明の変更 関係法令等改正 関係法令追加

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p><u>につながるおそれがある事案（児童への暴力、わいせつ行為等の事実があると思慮される事案を含む）</u></p> <p>④ <u>食物アレルギー関連（発症の有無に関わらず施設の不注意で誤飲食があった場合）</u></p> <p>⑤ <u>食物アレルギー発症（施設及び保護者が把握している以外で発症した場合）</u></p> <p>【関係法令等】 3（2）運営費支給要綱第 <u>16</u> 条 <u>5こ保発第 10914 号</u></p>	<p>④ <u>重大事故につながるおそれがある事故(ex.迷子、置き去り、連れ去り等)が発生した場合</u></p> <p>【関係法令等】 3（2）運営費支給要綱第 <u>18</u> 条 新設</p>	

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
Ⅲ 共通（社会福祉法人とそれ以外の者）大田区追補			
Ⅲ 共通（社会福祉法人とそれ以外の者）大田区追補 1 処遇改善等加算 （6）処遇改善等加算Ⅲ 1（加算認定に係る要件）	<p>【基本的考え方】 1（加算認定に係る要件） <u>通知の要件を満たす別紙様式9「賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅲ）」を市町村の長に提出するとともに、その具体的な内容を職員に周知すること。</u> <u>また、賃金改善期間中に処遇改善等加算通知第6 2（1）アの要件を満たしていること。</u></p> <p>【観点】 1 通知の要件を満たす別紙様式9「賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅲ）」を市町村の長に提出するとともに、その具体的な内容を職員に周知しているか。 <u>賃金改善期間中に処遇改善等加算通知第6 2（1）アの要件を満たしているか。</u></p> <p>【関係法令等】 1 処遇改善等加算通知第6 2（1）</p> <p>【評価事項】及び【評価】 1 通知の要件を満たす別紙様式9「賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅱ）」を都道府県知事又は指定都市等の長に提出するとともに、その具体的な内容を職員に周知していない。 <u>賃金改善期間中に処遇改善等加算通知第6 2（1）アの要件を満たしていない。 【C】</u> <u>周知の内容等が不十分である。 【B】</u></p>	(新設)	通知の改定に合わせて項目追加

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
III 共通（社会福祉法人とそれ以外の者）大田区追補 1 処遇改善等加算 (6) 処遇改善等加算III 2（実績報告に係る要件）	<p>【基本的考え方】 <u>2（実績報告に係る要件）</u> <u>通知の要件を満たす別紙様式10「賃金改善実績報告書（処遇改善等加算III）」を市町村の長に提出すること。</u> <u>また、賃金改善期間中に処遇改善等加算通知第6 2(2)アの要件を満たしていること。</u></p> <p>【観点】 <u>2 通知の要件を満たす別紙様式10「賃金改善実績報告書（処遇改善等加算III）」を市町村の長に提出しているか。</u> <u>賃金改善期間中に処遇改善等加算通知第6 2(2)アの要件を満たしていること。</u></p> <p>【関係法令等】 <u>4 3496号通知2</u></p> <p>【評価事項】及び【評価】</p> <p><u>2 通知の要件を満たす別紙様式10「賃金改善実績報告書（処遇改善等加算III）」を市町村の長に提出していない。</u> <u>賃金改善期間中に処遇改善等加算通知第6 2(2)アの要件を満たしていない。【C】</u></p>	(新設)	通知の改定に合わせて項目追加
III 共通（社会福祉法人とそれ以外の者）大田区追補 2 その他 (4) 費用の徴収の禁止	<p>【基本的考え方】 <u>削除</u></p> <p>【観点】 <u>削除</u></p> <p>【関係法令等】 <u>削除</u></p>	<p>【基本的考え方】 <u>1 法外援護費と用途が重なる対象経費に関し、入所児童の保護者から費用を徴収してはならない。ただし、区長が認めるときはこの限りでない。</u></p> <p>【観点】 <u>1 用途が重なる費用を徴収していないか。</u></p> <p>【関係法令等】 <u>1 運営費要綱第12条</u></p>	運営費要綱改正による削除

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	【評価事項】及び【評価】 削除	【評価事項】及び【評価】 1 使途が重なる費用を徴収している。【C】	